

まほろば秦野通信

平成27年8月18日

秦野市市長室広報課

タイトル	渋沢駅周辺（中央工区）土地区画整理事業にかかる 損害賠償請求事件の判決確定について
When (いつ)	控訴審判決：7月15日 判決確定：7月31日
Where (どこで)	東京高等裁判所 717号法廷（判決言渡し）
Who (だれが)	控訴人（原告） 市内在住 女性 被控訴人（被告） 秦野市
What (なにを)	1 本市が施行した渋沢駅周辺（中央工区）土地区画整理事業の換地処分により損害を被ったとして、平成23年1月26日に、原告から16,262,764円の損害賠償を求める訴訟を提起されました。
How (どのように)	2 平成27年2月20日、第一審判決（横浜地方裁判所小田原支部）において、原告の請求の一部を損害として、本市に587,394円（文書料及び弁護士費用）の支払いが命じられました。
Why (なぜ)	3 原告が第一審判決を不服として、平成27年2月25日に控訴を提起しました。 4 平成27年7月15日、控訴審判決（東京高等裁判所）において、控訴人（原告）の請求が棄却されました。 5 上告期限（7月31日）までに、控訴人が上告提起又は上告受理申立てをしなかったため、判決が確定しました。
今後の取り組み	判決で支払いを命じられた損害金587,394円及び文書料に係る遅延損害金（37,394円に対する平成13年12月15日から支払日までの年5分の利息）を支払うものです。
問い合わせ	都市部都市整備課市街地整備担当 担当：北村 電話0463（82）5241